

○近江八幡市屋外広告物条例施行規則

令和2年6月1日

規則第38号

(趣旨)

第1条 この規則は、近江八幡市屋外広告物条例（令和2年近江八幡市条例第1号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語の意義は、条例において使用する用語の例による。

(適用除外の基準)

第3条 条例第11条第1項第5号及び第6号に規定する規則で定める基準は、表示面積の合計が5平方メートル以下のものとする。

2 条例第11条第1項第8号に規定する規則で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

(1) 公共のために寄贈したくず箱、ベンチその他の物件（以下この項において「寄贈物件」という。）又は横断歩道橋（国又は地方公共団体が設置し、又は管理するものに限る。以下この項において同じ。）に掲出する広告物であること。

(2) 横断歩道橋に掲出する広告物の表示内容は、当該横断歩道橋の設置又は管理に要する費用の全部又は一部を負担する者の氏名、名称、店名若しくは商標及び自らが費用の全部又は一部を負担していることにより国又は地方公共団体に協力している旨に限ること。

(3) 広告物の表示面積は、次のア又はイに掲げる掲出物件の区分に応じ、当該ア又はイに定めるとおりとする。

ア 寄贈物件 表示方向から見た場合における当該寄贈物件の外郭線内を1平面とみなしたものの大きさの5分の1以下であること。

イ 横断歩道橋 表示面積の合計が5平方メートル以下であり、かつ、表示方向から見た場合における当該横断歩道橋の外郭線内を1平面とみなしたものの大きさの5分の1以下であること。

(4) 広告物の表示内容及び表示面積について、当該寄贈物件又は横断歩道橋を管理する者との協議がなされていること。

3 条例第11条第2項第1号及び第3号に規定する規則で定める基準は、表示面積の合計が、特別地域及び第1種地域にあっては5平方メートル以下のもの、第2種地域から第5種地域までの区域にあっては10平方メートル以下のものとする。

4 条例第11条第2項第2号に規定する規則で定める基準は、表示面積が5平方メートル以下のものとする。

5 条例第11条第2項第9号に規定する規則で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

(1) 貼り紙又は貼り札（これらに類するものを含む。）にあっては、表示面積が1平方メートル以下であること。

(2) 広告旗（これを支える台を含む。）にあっては、表示面積が2平方メートル以下であって、高さが3メートル以下であること。

(3) 立看板（これに類するものを含む。）及び掲出物件（これらを支える台を含み、容易に移動させることができるものに限る。）にあっては、1面の表示面積が2平方メートル以下であって、地上からの高さが2メートル以下であること。

(4) 表示面（文字、記号、図等を表示する部分をいう。以下同じ。）の背景色には、原則として高彩度の色並びに蛍光又は発光を伴う塗料及び材料を用いないこと。

(5) 広告主又は広告物管理者の氏名及び連絡先が明示されていること。

(6) 広告物等を表示し、又は設置する場所、施設等の管理者（管理者がない場合にあっては、その所有者）の承諾を得たものであること。

（国又は地方公共団体の通知）

第4条 条例第11条第3項の規定による通知は、屋外広告物通知書（別記様式第1号）によるものとする。

2 前項の通知書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、市長が添付を要しないと認めたものについては、この限りでない。

(1) 広告物等を表示し、又は設置する場所を示す地図（縮尺5,000分の1

以上のもので、かつ、広告物等を表示し、又は設置する場所から半径500メートル以内の地域の全域を表示するものに限る。）

- (2) 色彩及び意匠を明らかにした図面
- (3) 形状、寸法、材料及び構造を明らかにした仕様書及び図面
- (4) 広告物等と土地、建築物等との関係を明らかにした配置図
- (5) 周囲の状況が分かるカラー写真

(公共的団体の指定)

第5条 条例第11条第4項に規定する別に定める公共的団体は、次に掲げる者とする。

- (1) 法人税法（昭和40年法律第34条）別表第1に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）及び同法別表第2に掲げる公益法人等
- (2) 自治会、町内会、まちづくり協議会その他これらに類する一定の区域に住所を有する住民が組織する団体
- (3) PTA・青少年教育団体共済法（平成22年法律第42号）第2条第1項に規定する団体
- (4) 共同募金会その他社会福祉事業（社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条第1項に規定する社会福祉事業をいう。）を行うことを目的とする団体
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が指定する団体

2 市長は、前項第5号の団体を指定したときは、その旨を告示するものとする。

(公共的団体の届出)

第6条 条例第11条第4項の規定による届出は、屋外広告物届出書（別記様式第2号）によるものとする。

2 第4条第2項の規定は、前項の届出書について準用する。

(許可の申請)

第7条 条例第13条第1項の申請書は、屋外広告物許可申請書（別記様式第3号）とする。

2 前項の申請書には、第4条第2項各号に規定するもののほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、市長が添付を要しないと認めたものについては、

この限りでない。

(1) 第1種地域から第4種地域までの地域に道標及び案内図板（誘導目的の広告物で、地図、地名、路線名、矢印、方角、店舗までの距離、敷地出入口の場所その他案内の内容の表示部分が全体の表示面積の40パーセント以上を占めているものをいう。以下同じ。）の類又は第5種地域に自家用広告物（自己の氏名、名称、店名若しくは商標又は自己の事業若しくは営業の内容を表示するために自己の住所又は事業所、営業所若しくは作業所（以下「事業所等」という。）に表示し、又は設置する広告物等をいう。以下同じ。）以外の広告物等を表示し、又は設置する場合にあっては、同一広告主間の距離が分かる地図及びその距離を表示したもの

(2) 申請に係る広告物等を管理する者が条例第13条第2項の規定の適用を受ける場合にあっては、当該管理者が滋賀県屋外広告物条例（昭和49年滋賀県条例第51号。以下「県条例」という。）第25条第1項各号のいずれかに該当する者であることを証する書類

（許可期間）

第8条 条例第14条の許可期間は、別表第1のとおりとする。

2 条例第14条第2項ただし書の規定による優良意匠屋外広告物を許可する場合の許可期間は、別表第1に定める許可期間に2を乗じて得た期間とする。

（許可の基準）

第9条 条例第15条第1項の広告物等の表示又は設置についての許可の基準は、別表第2のとおりとする。

2 前項に規定するもののほか、条例第9条第7項の規定により指定した特別地域における許可の基準は、別表第3の基準を適用するものとする。

3 市長は、前項の基準により広告物等の許可の判断をする場合において、当該広告物等が周囲の環境及び景観に調和しないと認められるときは、近江八幡市風景づくり条例（平成22年近江八幡市条例第187号）第32条第1項に規定する近江八幡市風景づくり委員会の意見を聴き、その許可の判断をすることができる。

（住所氏名変更届）

第10条 条例第16条の規定による届出は、住所氏名変更届出書（別記様式第4号）によるものとする。

2 前項の届出書には、当該届出が条例第13条第2項の規定の適用を受ける広告物管理者の変更に係る場合にあつては、当該変更後の広告物管理者が県条例第25条第1項各号のいずれかに該当する者であることを証する書類又はその写しを添付しなければならない。

（許可証票）

第11条 条例第17条第2項の許可証票は、屋外広告物許可証票（別記様式第5号）とする。

（変更又は継続の許可申請）

第12条 条例第18条第1項の規定による改装又は改造の許可の申請は、屋外広告物変更許可申請書（別記様式第3号）によるものとする。

2 前項の申請書には、第4条第2項第1号に規定する書類、改装又は改造に係る同項第2号から第5号までに掲げる書類、第7条第2項第1号に規定する書類及び改装又は改造により広告物管理者が新たに条例第13条第2項の規定の適用を受けることとなる場合にあつては、当該広告物管理者が県条例第25条第1項各号のいずれかに該当する者であることを証する書類又はその写しを添付しなければならない。

3 条例第18条第1項ただし書に規定する規則で定める軽微な改装又は改造は、次に掲げるとおりとする。

（1） 広告物等の塗り替え（色彩及び意匠を変更しないものに限る。）、補強、修繕その他当該広告物等の管理上必要な行為

（2） 広告物等の規模の縮小で、色彩、意匠、形状、材料及び構造を大幅に変更しないもの

（3） 許可広告物の表示内容の変更であつて、主たる内容以外に係るもの

（4） 掲示板その他貼り紙等の定期的な掲出を目的とする掲出物件に掲出する貼り紙等の貼り替え

（5） 許可を受けた掲出物件に店舗、劇場その他の常設興行場の営業又は催事の内容を表示する広告物の定期的な取替え又は書換えで、表示者等及び広告物管理

者の変更並びに表示面積の拡大がないもの

4 条例第18条第2項の規定による継続の許可の申請は、屋外広告物継続許可申請書（別記様式第3号）によるものとする。

5 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 第4条第2項第1号に規定する書類

(2) 当該申請に係る広告物等のカラー写真

(3) 屋外広告物安全点検調書（別記様式第6号）

(4) 屋外広告物安全点検調書を作成した者が次項の規定に適合していること（同項第3号に掲げる広告物等に係る屋外広告物安全点検調書を作成した者が、当該広告物等の管理者である場合を除く。）を証する書類又はその写し

6 前項の屋外広告物安全点検調書は、次の各号に掲げる広告物等の区分に応じ、当該各号に定める者が作成したものでなければならない。

(1) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第88条第1項において準用する同法第6条第1項の規定による確認の申請が必要な規模の広告物等（都市計画法（昭和43年法律第100号）第2章の規定により定められた用途地域が商業地域である地域であって、建築基準法第52条第1項に規定する容積率が10分の40以上である区域に所在し、かつ、道路内又は道路の境界線から水平距離2メートル以内の区域に表示され、又は設置されているものに限る。） 次のア又はイのいずれかに該当する者

ア 屋外広告物法（昭和24年法律第189号。以下「法」という。）第10条第2項第3号イの規定による国土交通大臣の登録を受けた法人が広告物の表示及び掲出物件の設置に関し必要な知識について行う試験に合格した者

イ 一般社団法人日本屋外広告業団体連合会及び公益社団法人日本サイン協会が行う屋外広告物点検技能講習（次号において「屋外広告物点検技能講習」という。）の課程を修了した者

(2) 建築基準法第88条第1項において準用する同法第6条第1項の規定による確認の申請が必要な規模の広告物等（前号に該当するものを除く。） 次のア又はイのいずれかに該当する者

ア 県条例第25条第1項各号のいずれかに該当する者

イ 屋外広告物点検技能講習の課程を修了した者

(3) 前2号に掲げるもの以外の広告物等 前号に掲げる者又は当該広告物等の
管理者

(優良意匠屋外広告物)

第13条 条例第19条第1項の規定による指定の申請は、優良意匠屋外広告物指定
申請書（別記様式第7号）によるものとし、指定に必要な事項は、市長が別に定め
る。

2 条例第14条第2項ただし書の規定により3年を超える許可期間が定められた場
合において、優良意匠屋外広告物の表示者等は、その許可期間にかかわらず、許可
後において別表第1に定める許可が期間経過したときは、屋外広告物安全点検調書
を市長に提出しなければならない。

(除却届)

第14条 条例第21条第2項の規定による届出は、屋外広告物除却届出書（別記様
式第8号）によるものとする。

2 前項の届出書には、当該届出に係る広告物等の除却前後の現況写真を添付しなけ
ればならない。

(違反広告物等である旨の表示方法等)

第15条 条例第25条第1項に規定する表示は、違反広告物表示証票（別記様式第
9号）を広告物等に貼り付けることにより行うものとする。

2 前項の証票は、広告物等の主たる表示の内容を損なわない箇所に貼り付けるもの
とする。

3 条例第25条第2項の規定により公表する事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 違反の内容

(2) 広告物等の表示内容

(3) その他広告物等の特定に必要な事項

(保管広告物等の公示の方法)

第16条 法第8条第2項の規定による公示は、次に掲げる方法により行うものとし

る。

(1) 条例第26条第1項各号に規定する事項を市の掲示場に掲示すること。

(2) 条例第27条第3項第2号に該当する広告物等については、条例第26条第2項の公示の期間が満了してもなお当該保管広告物等の所有者等の氏名及び住所を知ることができないときは、当該公示の要旨を市のホームページに掲載すること。

2 条例第26条第3項に規定する閲覧は、屋外広告物主管課窓口において行うものとする。

(保管広告物等の売却手続)

第17条 市長は、条例第27条第2項の規定により競争入札のうち一般競争入札に付そうとするときは、その入札期日の前日から起算して少なくとも10日前までに、当該保管広告物等の種類、数量その他必要な事項を公告しなければならない。

2 市長は、条例第27条第2項の規定により競争入札のうち指名競争入札に付そうとするときは、原則として3者以上の入札者を指名し、それらの者に当該保管広告物等の種類、数量その他必要な事項をあらかじめ通知しなければならない。

3 市長は、条例第27条第2項ただし書の規定により随意契約により売却しようとするときは、当該保管広告物等の種類、数量その他必要な事項を示して、原則として2者以上の者に見積書を提出させなければならない。

(受領書)

第18条 条例第28条の受領書は、保管広告物等受領書（別記様式第10号）とする。

(身分証明書)

第19条 条例第29条第2項の身分を示す証明書は、屋外広告物立入検査員証（別記様式第11号）とする。

付 則

この規則は、令和2年10月1日から施行する。

別表第1（第8条関係）

種類	定義	許可期間
広告板及び広告塔	木、金属等の耐久性のある材料を使用して作製され、堅ろうな構造を持つもので、土地に建植され、又は建築物その他の土地に定着する工作物等に固定されるもの	3年以内
立看板（スタンド型立看板を含む。）	工作物その他の物件に立て掛けられ、又は独立して立つもので、容易に移動させることができるもの	6月以内
広告旗（これを支える台を含む。）	工作物その他の物件に取り付けられ、又は独立して立つもので、容易に移動させ、又は取り外すことができるもの	6月以内
貼り紙（吊り下げるものを含む。）	紙等を使用して作製されたもので、建築物その他の物件に貼り付けるもの	2月以内
貼り札	板等に貼り紙を貼り、又は板等に直接印刷したもののうち、建築物その他の工作物等に取り付けられるもので、容易に取り外すことができるもの	1年以内
電柱及び街灯柱広告物並びにこれらに類するもの	木、金属等の耐久性のある材料を使用して作製されたもので、電柱等に取り付けて表示するもの	1年以内
アーチ広告物	木、金属等の耐久性のある材料を使用して作製されたもので、道路を横断して建植されるもの	3年以内
広告幕	建物等を利用して布又は網に広告内容を掲げて表示するもの	2月以内
アドバルーン	気球を掲揚し、又はその下に広告網を付けて表示するもの	1月以内

ぼんぼり	布、木等の材料を使用して作製したもの又はこれに広告内容を添加して表示するもの	2月以内
電光表示板	LED等を用いた発光式の動画の広告板、映像装置、電子広告、デジタルサイネージその他常時表示内容を変えることができるもの	3年以内
可変式照明付き広告物	回転灯又は照射する光が動くものが広告物等と一体となったもの	3年以内

備考 この表に定めのない広告物については、最も類似したものを適用するものとする。

別表第2（第9条関係）

1 一般基準

- (1) 都市及び自然美を損なわないように表示し、かつ、面積、色彩、形状、意匠等を周囲の環境及び景観に調和させること。
- (2) 原則として、表示面の色数を抑えるとともに、高彩度の色彩を複数使用しないこと。
- (3) 景勝地においての眺望景観の妨げとならないよう配慮すること。
- (4) 蛍光又は発光を伴う塗料及び材料を用いないこと。
- (5) 道路標識、信号機、交差点等の付近では、交通安全の妨げにならないようにすること。
- (6) 電光表示板及び照明を伴う広告物等は、昼夜を問わず過剰な光量、照射範囲等によって、良好な景観又は風致を阻害しないこと。
- (7) 電光表示板、可変式照明付き広告物等の発光を伴う広告物等にあつては、その点滅及び表示速度は努めて緩やかにすること。

2 地域区分ごとの基準

(1) 自家用広告物

	第1種地域	第2種地域	第3種地域	第4種地域	第5種地域
許可申請	総面積5平方メートル	総面積10平方メートル以下は、許可申請不要。た			

<p>の要否</p>	<p>ル以下は、許可申請不要のものであっても、各種地域及び各種広告物等の基準に適合させること。</p>	<p>ただし、許可申請不要のものであっても、各種地域及び各種広告物等の基準に適合させること。</p>
<p>総量規制 (全ての 広告物)</p>	<p>1 表示面積の合計は、15平方メートル以下であること。 ただし、近江八幡市風景計画に定める水郷風景計画の区域(市長が指定する区域を除く。)及び全市計画の区域のうち湖畔風景ゾーンの区域以外の区域については、10平方メートル以下であること。</p> <p>2 敷地面積が基準面積1,500平方メートル以上の施設にあつては、総量規制に次の緩和を設ける。</p> <p style="text-align: center;">$\Sigma a \leq 15$ 平方メートル $\times A / 1,5$</p>	<p>規制基準なし。</p>

	<p>00平方メートル</p> <p>(aは各広告物の面積(平方メートル)、Aは敷地面積(平方メートル))</p> <p>ただし、近江八幡市風景計画に定める水郷風景計画の区域(市長が指定する区域を除く。)及び全市計画の区域のうち湖畔風景ゾーンの区域以外の区域については、式中「15平方メートル」とあるのは、「10平方メートル」と読み替える。</p>		
<p>色彩基準</p> <p>(電光表示板以外の全ての広告物)</p>	<p>表示面積の色彩は、全</p> <p>ての色相(日本産業規格のZ8721に定める三属性による色の表示方法に規定する色相をいう。以下同じ。)で彩度(同規格に規定する彩度をいう。以下同じ。)8を</p>	<p>表示面積の</p> <p>色彩は、全ての色相で彩度10を超えないこと。ただし、広告物の表示面積の30パーセント以</p>	<p>規制基準なし。</p>

	超えないこと。ただし、広告物の表示面積の30パーセント以下で着色させる部分の彩度については、この限りの限りでない。	下で着色させる部分の彩度については、この限りの限りでない。			
野立広告物(木、金属等の耐久性のある材料を使用し、製作されたものであって、土地に建植されるものをいう。以下同じ。)	<p>1 高さは、地上から10メートル以下であること。</p> <p>2 表示面積は、片面3平方メートル以下であること。</p> <p>3 幅は、4.5メートル以下であること。</p>	高さは、地上から10メートル以下であること。	高さは、地上から12メートル以下(商業系用途地域及び国道8号から30メートル以内の地域については、地上から20メートル以下)であること。	高さは、地上から12メートル以下であること。	高さは、地上から10メートル以下であること。
屋上広告物(建築物の上部に突出した階段室、昇降機塔その他これ	<p>設置を許可しない。ただし、1階の屋根に設置され、背部に壁面があってその高さを超えず、その壁面から2メートル以内にあるものについては、こ</p>	<p>1 高さは、建築物等の高さ(塔屋を除く。以下同じ。)の3分の2以</p>	<p>1 高さは、建築物等の高さの3分の2以下であって、かつ、20メ</p>	<p>1 高さは、建築物等の高さの3分の2以下であって、かつ、10メートル以下であること。</p> <p>2 屋上等の水平投影面をはみ出さないものであること。</p>	

<p>らに類する建築物の壁面、建築物の屋上又は建築物の屋上の工作物に表示し、若しくは設置する広告物等をいう。以下同じ。)</p>	<p>の限りでない。</p>	<p>下であつて、かつ、5メートル以下であること。 2 屋上等の水平投影面をはみ出さないものであること。 3 広告物等を支持する支柱等が見えないように外枠等を覆うものであること。</p>	<p>1メートル以下であること。 2 屋上等の水平投影面をはみ出さないものであること。 3 広告物等を支持する支柱等が見えないように外枠等を覆うものであること。</p>	<p>3 広告物等を支持する支柱等が見えないように外枠等を覆うものであること。</p>
<p>壁面広告物(建築物の壁面を利用して表示し、又は設置する広告物</p>	<p>1 表示面積(同一の壁面に複数の広告物等がある場合にあっては、これらの広告物等の表示面積の合計。以下この項において同じ。)</p>	<p>1 表示面積は、鉛直投影壁面積の3分の1以下であること。</p>	<p>1 表示面積は、鉛直投影壁面積の2分の1以下であること。</p>	<p>1 表示面積は、鉛直投影壁面積の3分の1以下であること。 2 壁面内で表示し、又は設置するものであること。 3 窓面その他の開口部</p>

<p>等(突き出すものを除く。)をいう。以下同じ。)</p>	<p>は、鉛直投影壁面積の4分の1以下であり、かつ、表示面積は3平方メートル以下であること。</p> <p>2 壁面内で表示し、又は設置すること。</p> <p>3 窓面その他の開口部については、各設置箇所面積の2分の1以下であり、表示面積は3平方メートル以下であること。</p>	<p>2 壁面内で表示し、又は設置すること。</p> <p>3 窓面その他の開口部については、各設置箇所面積の2分の1以下であること。</p>	<p>2 壁面内で表示し、又は設置すること。</p> <p>3 窓面その他の開口部については、各設置箇所面積の2分の1以下であること。</p>	<p>については、各設置箇所面積の2分の1以下であること。</p>
<p>突出広告物(建築物の外壁面から突出して表示し、又は設置する広告物等をいう。以下同じ。)</p>	<p>1 突出幅は、取付壁面から1メートル以下であること。</p> <p>2 道路上に突き出す場合の道路上への突出幅は、1メートル以下であること。</p> <p>3 下端の高さは、歩道上にあつては地上から2.7メートル以上、車道上にあつては地上から4.7メートル以上であること。ただし、敷地内に設置する場合は、この限りでない。</p> <p>4 上端は、取付壁面の高さを超</p>	<p>1 突出幅は、取付壁面から1.5メートル以下であり、かつ、広告表示板の突出幅は、1メートル以下であること。</p> <p>2 道路上に突き出す場合の道路上への突出幅は、1メートル以下であること。</p> <p>3 下端の高さは、歩道上にあつては地上から2.7メートル以上、車道上にあつては地上から4.7メートル以上であること。ただし、敷地内に設置する場合は、この限りでない。</p>		

	えないものであること。 5 第1種地域について、表示面積は、片面3平方メートル以下であること。	4 上端は、取付壁面の高さを超えないものであること。		
電光表示板	設置を許可しない。	1 表示面積は、片面1.5平方メートル以下であること。 2 強い光を放つものでなく、かつ、表示速度が速いものではないこと。 3 1事業所等につき1個までとする。	強い光を放つものでなく、かつ、表示速度が速いものではないこと。	1 表示面積は、片面5平方メートル以下であること。 2 強い光を放つものでなく、かつ、表示速度が速いものではないこと。 3 1事業所等につき1個までとする。
可変式照明付き広告物	設置を許可しない。	1 表示面積は、片面1.5平方メートル以下であること。	強い光を放つものでなく、かつ、表示速度が速いものではないこと。	1 表示面積は、片面5平方メートル以下であること。 2 強い光を放つものでなく、かつ、表示速度が速いものではないこと。

		<p>2 強い光を放つものでなく、かつ、表示速度が速いものではないこと。</p> <p>3 1事業所等につき1個までとする。</p>	<p>3 1事業所等につき1個までとする。</p>
--	--	--	---------------------------

(2) 自家用広告物以外の広告物

ア 自家用広告物以外の広告物（イを除く。）

	第1種地域	第2種地域	第3種地域	第4種地域	第5種地域
許可申請の要否	設置を許可しない。				全て必要
色彩基準 (電光表示板以外の全ての広告物)	設置を許可しない。				規制基準なし。
野立広告物	設置を許可しない。				1 表示面積は、片面15平方メートル以下（住居系の用途地域については、片面5平方メートル以下）であること。

		<p>2 高さは、地上から 10メートル以下 (住居系の用途地域 については、地上か ら4.5メートル以 下) であること。</p> <p>3 同一の広告主が複 数表示し、又は設置 する場合にあって は、相互間の距離は、 100メートル以上 であること。</p>
屋上広告 物	設置を許可しない。	<p>1 高さは、建築物等 の高さの2分の1以 下であって、かつ、 5メートル以下であ ること。</p> <p>2 屋上等の水平投影 面をはみ出さないも のであること。</p> <p>3 広告物等を支持す る支柱等が見えない ように外柵等を覆う ものであること。</p>
壁面広告 物	設置を許可しない。	<p>1 表示面積は、鉛直 投影壁面積の3分の 1以下であること。</p>

		<p>2 壁面内で表示し、 又は設置するものであること。</p> <p>3 窓面への表示及び設置は、許可しない。</p>
<p>突出広告 物</p>	<p>設置を許可しない。</p>	<p>1 突出幅は、取付壁面から1.5メートル以下であり、かつ、広告表示板の突出幅は、1メートル以下であること。</p> <p>2 道路上に突き出す場合の道路上への突出幅は、1メートル以下であること。</p> <p>3 下端の高さは、歩道上にあつては地上から2.7メートル以上、車道上にあつては地上から4.7メートル以上であること。ただし、敷地内に設置する場合は、この限りでない。</p> <p>4 上端は、取付壁面の高さを超えないものであること。</p>

電光表示板	設置を許可しない。	1 表示面積は、片面 2 平方メートル以下 であること。 2 高さは、地上から 4.5メートル以下 であること。 3 強い光を放つもの でなく、かつ、表示 速度が速いものでな いこと。
可変式照明付き広告物	設置を許可しない。	1 表示面積は、片面 5平方メートル以下 であること。 2 高さは、地上から 4.5メートル以下 であること。 3 強い光を放つもの でなく、かつ、表示 速度が速いものでな いこと。

イ 道標、案内図板その他公共目的を持った広告物等又は公衆の利便に供することを目的とする広告物等

	第1種地域	第2種地域	第3種地域	第4種地域	第5種地域
許可申請の要否	全て必要				
表示内容	地図、地名、路線名、矢印、方角、店舗までの距離、敷地出入口の場所その他案内の内容の表示部分が全体の表示面積の40パーセント以上を占				

	めること。				
色彩基準 (電光表示板以外の全ての広告物)	表示面積の色彩は、全ての色相で彩度8を超えないこと。ただし、広告物の表示面積の30パーセント以下で着色させる部分の彩度については、この限りでない。	表示面積の色彩は、全ての色相で彩度10を超えないこと。ただし、広告物の表示面積の30パーセント以下で着色させる部分の彩度については、この限りでない。	規制基準なし。		
野立広告物	1 表示面積は、片面3平方メートル以下であること。 2 高さは、地上から4.5メートル以下であること。 3 同一の広告主が複数表示し、又は	1 表示面積は、片面3平方メートル以下であること。 2 高さは、地上から4.5メートル以下であること。 3 同一の広告主が複数表示し、又は	1 表示面積は、片面5平方メートル以下であること。 2 高さは、地上から4.5メートル以下であること。ただし、指定道路	1 表示面積は、片面5平方メートル以下であること。 2 高さは、地上から4.5メートル以下であること。ただし、指定道路	1 表示面積は、片面1.5平方メートル以下(住居系の用途地域について は、片面5平方メートル以下)であること。 2 高さは、地上から1.0メートル以

	<p>設置する場合には、相互間の距離は、50メートル以上であること。</p>	<p>設置する場合には、相互間の距離は、200メートル以上であること。</p>	<p>から4.5メートル以下であること。 3 同一の広告主が複数表示し、又は設置する場合には、相互間の距離は、200メートル以上であること。 4 一の国道と他の国道との平面交差する地点から30メートル以内の区間で、国道の境界線から30メートル以内の区域には、設置を許可しない。</p>	<p>から4.5メートル以下であること。 3 同一の広告主が複数表示し、又は設置する場合には、相互間の距離は、200メートル以上であること。</p>	<p>下（住居系用途地域については、地上から4.5メートル以下であること。ただし、指定道路沿線にあっては、道路面から4.5メートル以下）であること。 3 同一の広告主が複数表示し、又は設置する場合には、相互間の距離は、100メートル以上であること。</p>
<p>屋上広告</p>	<p>設置を許可しない。</p>			<p>1 高さは、建</p>	

物					<p>建築物等の高さの2分の1以下であって、かつ、5メートル以下であること。</p> <p>2 屋上等の水平投影面をはみ出さないものであること。</p> <p>3 広告物等を支持する支柱等が見えないように外枠等を覆うものであること。</p>
壁面広告物	<p>1 表示面積（同一の壁面に複数の広告物等がある場合には、これららの広告物等の表示</p>	<p>1 表示面積は、鉛直投影壁面積の3分の1以下であること。</p> <p>2 壁面内で表示し、又は設置するも</p>	<p>1 表示面積は、鉛直投影壁面積の2分の1以下であること。</p> <p>2 壁面内で表示し、又は設置するも</p>	<p>1 表示面積は、鉛直投影壁面積の3分の1以下であること。</p> <p>2 壁面内で表示し、又は設置するものであること。</p> <p>3 窓面への表示及び設置は、許可しない。</p>	

	<p>面積の合計。以下この項において同じ。)は、鉛直投影壁面積の4分の1以下であり、かつ、3平方メートル以下であること。</p> <p>2 壁面内で表示し、又は設置するものであること。</p> <p>3 窓面への表示及び設置は、許可しない。</p> <p>4 同一の建築物に対して1個以内であること。</p>	<p>のであること。</p> <p>3 窓面への表示及び設置は、許可しない。</p>	<p>のであること。</p> <p>3 窓面への表示及び設置は、許可しない。</p>
突出広告物	<p>設置を許可しない。</p>	<p>1 突出幅は、取付壁面から1メー</p>	<p>1 突出幅は、取付壁面から1.5メートル以下であり、かつ、広告表示板の突出幅は、1メートル以下であること。</p>

		<p>トル以下であること。</p> <p>2 道路上に突き出す場合の道路上への突出幅は、1メートル以下であること。</p> <p>3 下端の高さは、歩道上にあっては地上から2.7メートル以上、車道上にあっては地上から4.7メートル以上であること。ただし、敷地内に設置する場合は、この限りでない。</p> <p>4 上端は、取付壁面の高さを超えないものであること。</p>	<p>2 道路上に突き出す場合の道路上への突出幅は、1メートル以下であること。</p> <p>3 下端の高さは、歩道上にあっては地上から2.7メートル以上、車道上にあっては地上から4.7メートル以上であること。ただし、敷地内に設置する場合は、この限りでない。</p> <p>4 上端は、取付壁面の高さを超えないものであること。</p>
--	--	---	---

		あること。
電光表示板	設置を許可しない。	<p>1 表示面積は、片面 2 平方メートル以下であること。</p> <p>2 高さは、地上から 4.5メートル以下であること。</p> <p>3 強い光を放つものでなく、かつ、表示速度が速いものでないこと。</p>
可変式照明付き広告物	設置を許可しない。	<p>1 表示面積は、片面 5 平方メートル以下であること。</p> <p>2 高さは、地上から 4.5メートル以下であること。</p> <p>3 強い光を放つものでなく、かつ、表示速度が速いものでないこと。</p>

(3) 電柱の類を利用した広告物

	第 1 種地域	第 2 種地域	第 3 種地域	第 4 種地域	第 5 種地域
色彩基準	表示面積の色彩は、全ての色相で彩度 8 を超えないこと。ただし、広告物の表示面積の 30 パーセント以下で着色させる部分の彩度については、この限りでない。	表示面積の色彩は、全ての色相で彩度 10 を超えないこと。ただし、広告物の表示面積の 30 パーセント以下で着色させる部分の彩度については、この限りでない。	規制基準なし。		
巻付け広告物	1 目的地へ誘導することを目的とする。	1 下端の高さは、地上から 1.9メートル以上で、広告物の長さは、1.5メートル以下であること。			

的とした内容の 2 広告物の個数は、1柱につき巻付け広告物1巻き
表示面積が、全 とする。

体の表示面積の 3 電光表示板及び可変式照明付き広告物の設置は、
40パーセント 許可しない。

以上を占めるこ
と。ただし、自
家用広告物につ
いては、この限
りでない。

2 下端の高さ
は、地上から1.
9メートル以上
で、広告物の長
さは、1.5メ
ートル以下であ
ること。

3 広告物の個
数は、1柱につ
き巻付け広告物
1巻きとする。

4 電光表示板
及び可変式照明
付き広告物の設
置は、許可しな
い。

5 同一の広告
主が複数表示
し、又は設置す

	<p>る場合にあつては、相互間の距離は、500メートル以上であること。</p>	
袖付け広告物	<p>1 目的地へ誘導することを目的とした内容の表示面積が、全体の表示面積の40パーセント以上を占めること。ただし、自家用広告物については、この限りでない。</p> <p>2 下端の高さは、歩道上にあつては地上から2.7メートル以上、車道上にあつては地上から4.7メートル以上で、長さは、1.1メートル以下、突出幅は、0.9メ</p>	<p>1 下端の高さは、歩道上にあつては地上から2.7メートル以上、車道上にあつては地上から4.7メートル以上で、長さは、1.1メートル以下、突出幅は、0.9メートル以下であること。ただし、表示面積は、片面0.9平方メートル以下であること。</p> <p>2 原則として、歩道又は民地側へ向けて設置するものであること。</p> <p>3 広告物の個数は、1柱につき袖付け広告物1個とする。</p> <p>4 電光表示板及び可変式照明付き広告物の設置は、許可しない。</p>

メートル以下であること。ただし、表示面積は、片面0.9平方メートル以下であること。

3 原則として、歩道又は民地側へ向けて設置するものであること。

4 広告物の個数は、1柱につき袖付け広告物1個とする。

5 電光表示板及び可変式照明付き広告物の設置は、許可しない。

6 同一の広告主が複数表示し、又は設置する場合にあっては、相互間の距離は、500メートル以上であること。

別表第3（第9条関係）

特別地域における基準

（1） 自家用広告物

許可申請の要否	総面積5平方メートル以下は、許可申請不要。ただし、許可申請不要のものであっても、各種広告物等の基準に適合させること。
総量規制 (全ての広告物)	表示面積の合計は、5平方メートル以下であること。
色彩基準 (電光表示板以外の全ての広告物)	表示面の色彩は、色相R系及びYR系では彩度6、色相Y系では彩度4、その他の色相では彩度2を超える色を使用する部分の表示面積が、全体の表示面積の20パーセント未満であること。
野立広告物	1 表示面積は、片面2平方メートル以下であること。 2 高さは、地上から3.5メートル以下であること。
屋上広告物	設置を許可しない。 ただし、1階の屋根に設置され、背部に壁面があってその高さを超えず、その壁面から2メートル以内にあるもの及び既存のもののうち周囲の景観と調和しているものについては、この限りでない。
壁面広告物	1 表示面積は、2平方メートル以下であり、かつ、短辺が60センチメートル以下であること。 2 壁面内で表示し、又は設置するものであること。 3 窓面その他の開口部については、各設置箇所の面積の2分の1以下であり、表示面積は、2平方メートル以下であり、かつ、短辺が60センチメートル以下であること。
突出広告物	1 表示面積は、片面2平方メートル以下であること。 2 突出幅は、取付壁面から60センチメートル以下であること。 3 下端の高さは、歩道上にあつては地上から2.7メートル以上、車道上にあつては地上から4.7メートル以上であること。

	ただし、敷地内に設置する場合は、この限りでない。 4 上端は、取付壁面の高さを超えないものであること。
電光表示板	設置を許可しない。
可変式照明付き広告物	設置を許可しない。

(2) 自家用広告物以外の広告物

全ての広告物	設置を許可しない。
--------	-----------

(3) 電柱の類を利用した広告物

色彩基準	表示面の色彩は、色相R系及びYR系では彩度6、色相Y系では彩度4、その他の色相では彩度2を超える色を使用する部分の表示面積が、全体の表示面積の20パーセント未満であること。
巻付け広告物	1 目的地へ誘導することを目的とした内容の表示面積が、全体の表示面積の40パーセント以上を占めること。ただし、自家用広告物の場合は、この限りでない。 2 下端の高さは、地上から1.9メートル以上で、広告物の長さは、1.5メートル以下であること。 3 広告物の個数は、1柱につき巻付け広告物1巻きとする。 4 電光表示板及び可変式照明付き広告物の設置は、許可しない。 5 同一の広告主が複数表示し、又は設置する場合にあっては、相互間の距離は、500メートル以上であること。
袖付け広告物	1 目的地へ誘導することを目的とした内容の表示面積が、全体の表示面積の40パーセント以上を占めること。ただし、自家用広告物の場合は、この限りでない。 2 下端の高さは、歩道上にあっては地上から2.7メートル以上、車道上にあっては地上から4.7メートル以上で、長さは、1.1メートル以下、突出幅は、0.9メートル以下であること。ただし、表示面積は、片面0.9平方メートル以下である

	<p>こと。</p> <p>3 原則として、歩道又は民地側へ向けて設置するものであること。</p> <p>4 広告物の個数は、1柱につき袖付け広告物1個とする。</p> <p>5 電光表示板及び可変式照明付き広告物の設置は、許可しない。</p> <p>6 同一の広告主が複数表示し、又は設置する場合にあっては、相互間の距離は、500メートル以上であること。</p>
--	--

(4) 道標、案内図板その他公共目的を持った広告物等又は公衆の利便に供することを目的とする広告物等

全ての広告物	設置を許可しない。
--------	-----------